

重点施策1 働き盛り世帯への支援							
No.	事業名	事業概要	生きる支援(自殺対策)の視点 (自殺対策に資する具体的な取組み)	特に関連があるSDGsの目標①	特に関連があるSDGsの目標②	担当課	
1	教職員の人事	健康管理 (再掲:基本施策4 No. 5)	教職員に対して定期的にストレスチェックを実施する。	教職員の健康管理を通じて、支援者に対する支援ができる。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	指導課
2	障害者就労支援事業	障害者就労支援センター事業 (再掲:基本施策4 No. 13)	障害者の自立と社会参加を一層促進し、一般就労の機会拡大を図るとともに、安定的な就労の継続を図る。	就労を希望する障害者の自立と社会参加を促し、孤立を防ぐとともに生きがい・やりがいづくりを支援することができる。	⑧ 働きがいも経済成長も		障害者福祉課
3	障害者への合理的配慮の推進 (再掲:基本施策3 No. 4)	職員研修、区民・事業者向け研修等を行う。	研修等で、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレット等を配布し、情報周知を図る。		⑩ 人や国の不平等をなくそう		障害者福祉課
4	生活習慣病予防 (再掲:基本施策4 No. 24)	健康診査	正しい知識の普及と、健康の保持増進を目的に生活習慣病予防相談を行う。	専門職による助言、指導により健康問題に関する悩みを軽減できる。	③ すべての人に健康と福祉を		健康推進課
5		健康診査	生活習慣病の早期発見、健康保持・増進及び医療費の適正化に資することを目的に、特定健康診査、特定保健指導、長寿健診、成人健診、若年節目健診を行う。	医療機関との連携を図り、抱えている問題を早期に対応するとともに、適切な支援機関につながる側面がある。	③ すべての人に健康と福祉を		健康推進課
6		骨密度測定	区民の健康増進を図るため、医師、保健師等による健康相談及び骨密度測定等を実施する。	相談を通じて、抱えている問題を早期に対応するとともに、適切な支援機関につながる側面がある。	③ すべての人に健康と福祉を		健康推進課
7	がん対策	がん検診	胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診を実施する。	医療機関との連携を図り、抱えている問題を早期に対応するとともに、適切な支援機関につながる側面がある。	③ すべての人に健康と福祉を		健康推進課
8	心の健康づくり (再掲:基本施策4 No. 25)		精神障害者支援食事会、心の相談室、訪問相談、講演会、精神障害者デイケアを実施する。	専門職による相談対応や、グループ活動等による社会参加を促すことで、心の不安や悩みを軽減できる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
9	保健師活動 (再掲:基本施策4 No. 26)		健康等に関する相談及び支援を行う。	相談者の抱えている悩みや問題を早期に察知し、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
10	未遂者支援 (再掲:基本施策4 No. 28)		保健師等による相談及び支援を行うとともに、支援機関の周知を行う。	相談者の抱えている悩みや問題を早期に察知し、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
11	DV対策の推進 (再掲:基本施策4 No. 36)		DV被害者からの相談に応じ、必要な支援を行う。	相談等をきっかけに、問題解決に向けた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐ。	⑤ ジェンダー平等を実現しよう	⑩ 平和と公正をすべての人に	生活支援課 国際平和・男女平等人権課 児童・家庭支援センター
12	男女共同参画センターMIW LGBTQ相談		性自認や性的指向に関して悩んでいる方やその家族などの相談に応じる。	相談者の抱えている悩みや問題を早期に察知し、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐ。	⑤ ジェンダー平等を実現しよう		国際平和・男女平等人権課
13	情報誌「MIW通信」 (再掲:基本施策3 No. 11)		男女共同参画に関するさまざまなテーマを取り上げ、情報発信を行うとともに、男女平等施策やセンターの事業を紹介する。年2回(3,000部)発行。	男女共同参画の情報と併せて、生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、支援の情報周知を図ることができる。	⑤ ジェンダー平等を実現しよう		国際平和・男女平等人権課
14	広報活動	広報千代田 (再掲:基本施策3 No. 12)	区の重点施策や区民生活にとって必要な事項を内容として、月2回(5日、20日)発行する。	各種支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会にできる。	③ すべての人に健康と福祉を		広報広聴課
15		ちよだインフォメーション (再掲:基本施策3 No. 13)	行政情報に加え、病院の一覧など暮らしに不可欠な地域情報、「千代田区」を紹介する内容を掲載する。	インフォメーションの中に、生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、支援の情報周知を図ることができる。	③ すべての人に健康と福祉を		広報広聴課
16		区ホームページ(公式X・公式フェイスブック・公式YouTubeチャンネル、公式LINE) (再掲:基本施策3 No. 14)	インターネットを活用し、広範に区政情報の発信・提供を行う。	各種支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会にできる。	③ すべての人に健康と福祉を		広報広聴課

重点施策2 生活困窮者への支援							
No.	事業名	事業概要	生きる支援(自殺対策)の視点 (自殺対策に資する具体的な取組み)	特に関連があるSDGsの目標①	特に関連があるSDGsの目標②	担当課	
1	応急資金の貸付		応急に必要とする費用の調達に困難な人に、無利子で資金を貸し付ける。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課	
2	生活困窮者自立支援	自立相談支援事業	生活困窮者へ自立に向けて必要な情報提供や助言、自立支援計画を作成し、地域ネットワーク等を活用した支援を行う。	多様な広域的な問題を包括的に支援することで、生活困窮状態からの早期自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
3		就労支援	ハローワーク、自立支援センターを活用して一般就労に向けた支援を行う。	就労支援を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
4		就労準備支援	社会との関わりや他人とのコミュニケーションに不安があるなどの理由から直ちに就労が困難な方へ、6か月～1年のプログラムで一般就労に向けた支援を行う。	就労に向けた支援を行うことで、地域社会からの孤立及び生活困窮状態からの早期自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
5		家計相談支援	家計状況の課題を把握し、相談者自らが家計管理ができるよう情報提供及び助言を行う他、関係機関へのつなぎ、貸付のあっせん等を行う。	家計管理を改善させることで、生活困窮状態からの早期自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
6		子どもの学習支援	生活困窮世帯の児童に対しては、学習支援や居場所づくり、保護者に対しては養育や仕事等に関する助言や情報提供を行う。	学習支援を通じ、対象家庭の自立を促すことで貧困の連鎖を防ぐことができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
7		住居確保給付金	離職により住居を失うおそれがある者等、就職を容易にするため住居の確保が必要と認められた者に対して一定期間給付金を支給する。	給付金を支給することで、就職につなげ、生活困窮状態からの早期自立を促すことができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
8		一時生活支援事業	一定の住居を持たない者に対し、6か月間を超えない期間にわたり日常生活を営むのに必要な支援を行う。	日常生活に必要な支援を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
9		路上生活者対策事業	路上生活者等の一時保護及び就労による自立など、早期の社会復帰に向けた支援を行う。	日常生活に必要な支援を行うことで、路上生活や生活困窮状態からの自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
10		千代田区受験生チャレンジ支援助成事業	大学受験のために、東京都受験生チャレンジ支援貸付事業受験料貸付決定を受け、8万円を超える受験料を負担している者に対し、都に上乗せして支援を行う。	大学受験費用の貸付を通じ、自立を促し貧困の連鎖を防ぐことができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
11	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立促進を図る。	給付金を通じて、ひとり親の早期自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課	
12	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付	貸付が自立につながると判断され、償還計画を立てることができる者に対し資金を貸し付ける。	資金の貸付を通じて、ひとり親の早期自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課	
13	生活保護		生活に困窮する者に最低限度の生活を保障し、自立の助長を図る。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課	
14	生活保護自立支援事業	生活保護就労支援	仕事を失った被保護者に対し、就労支援員による支援を行う。	働くことを通じて、本人の経済的な自立や日常生活・社会生活の自立を支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
15		被保護者地域移行支援	住まいを失った被保護者に対し、自立した生活を営むにあたり支障となる問題点を発見し、解決のための支援を行う。	地域の中での自立した社会生活を、生活の自立の側面から支援することができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
16	多重債務相談 (再掲:基本施策4 No. 33)		弁護士による多重債務相談を実施する。	多重債務に関する相談をきっかけに、抱えている悩みや問題を早期に察知し、適切な支援機関につなぐことができる。	① 貧困をなくそう		商工観光課

重点施策3 女性への支援(新設)						
No.	事業名	事業概要	生きる支援(自殺対策)の視点 (自殺対策に資する具体的な取組み)	特に関連があるSDGsの目標①	特に関連があるSDGsの目標②	担当課
1	保育園 (再掲:基本施策2 No. 3)	児童の保護者が就労、疾病等により家庭で保育できない場合にその保護者に代わって児童を保育する。	保育士等が保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な支援へつなぐ役割を担える。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	子ども支援課
2		子育て相談 (再掲:基本施策4 No. 1)	子育て家庭の育児に関する様々な相談に応じることを通じて子育て支援を行う。	保護者からの育児に関する相談に応じることで、抱えている悩みを軽減できる。	③ すべての人に健康と福祉を	
3	こども園 (再掲:基本施策2 No. 4)	0歳から小学校就学前までの児童を同一の施設において継続的に育成し、一貫した方針のもとでその成長を図る。	保育士等が保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な支援へつなぐ役割を担える。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	子ども支援課
4	地域型保育事業 (再掲:基本施策2 No. 5)	児童の保護者が就労、疾病等により家庭で保育できない場合にその保護者に代わって児童を少人数で保育する。	保育士等が保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な支援へつなぐ役割を担える。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	子ども支援課
5	子どもショートステイ (再掲:基本施策4 No. 2)	児童を自宅で養育することが困難な家庭の児童を、福祉施設において、短期間継続して養育する。	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じた支援ができる。	③ すべての人に健康と福祉を		児童・家庭支援センター

6	子育てコーディネーター事業	身近に子育てについて気軽に相談できる相手がない保護者に対して、相談支援を行う。	保護者からの相談に応じ、抱えている問題に早期に対応し、適切な支援機関につなげられる側面がある。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	児童・家庭支援センター	
7	ファミリー・サポート・センター事業	支援会員養成講座(再掲:基本施策2 No. 6)	子どもや家庭のことを学んだ支援会員を養成する。	支援会員が保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な支援へ繋ぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を	児童・家庭支援センター	
8	千代田子育てサポート(再掲:基本施策2 No. 7)	地域における子育てや家族を支援する人材の養成・活用を図る。	支援者が保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な支援へ繋ぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		児童・家庭支援センター	
9	児童センター・児童館事業(再掲:基本施策2 No. 9)	0歳児から18歳までの幅広い年齢層の「地域の児童とその保護者」に、健全な遊び場・交流の場を提供する。	児童館職員が保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な支援へつなぐ役割を担える。	③ すべての人に健康と福祉を		児童・家庭支援センター	
10	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関わる総合相談(再掲:基本施策5 No. 1)	子どもと家庭に関するあらゆる相談に24時間365日対応する。	子どもと家庭に関する各種相談に応じ、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	児童・家庭支援センター
11	児童センター・児童館事業運営	子育てひろば	乳幼児親子を対象に、親と子のふれあいや親同士のつながりを促進する交流事業や、ひろば相談等を実施している。	保護者が集い交流できる場を設けることで、問題を抱えている保護者を発見し早期の対応につなげられる側面がある。	③ すべての人に健康と福祉を		児童・家庭支援センター
12	民生委員・児童委員(再掲:基本施策2 No. 10)		地域社会の中で社会福祉関係の問題を抱えている人の調査、相談、助言をする。	委員が地域の区民の自殺リスクを早期に発見し、適切な支援へつなぐ役割を担える。	③ すべての人に健康と福祉を		福祉総務課
13	入院助産		出産にあたって、経済的な理由で病院等に入院できない妊産婦に対して必要な費用を助成する。	申請手続きの際に、抱えている問題を早期に対応するとともに、適切な支援機関につなげられる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
14	母子生活支援施設(再掲:基本施策4 No. 6)		児童の養育が十分にできない母子を施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。	施設入所のあっせんを通じて、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じた支援ができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
15	母子・父子相談(再掲:基本施策4 No. 7)		ひとり親家庭の生活の安定と向上のための相談に応じる。	ひとり親家庭からの相談に応じることで、抱えている悩みを軽減するとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
16	女性相談(再掲:基本施策4 No. 8)		困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、相談援助、自立支援及び一時保護等を行う。	保護や支援が必要な女性からの相談をきっかけに、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	① 貧困をなくそう	③ すべての人に健康と福祉を	生活支援課
17	母子保健	母子健康手帳の交付	母子健康手帳と共に妊婦健康診査等の受診票、出生通知表、まま・ばば学級案内等を同封した「母と子の保健パック」として交付する。	交付時に妊婦から相談に応じ、抱えている問題を早期に対応するとともに、適切な支援機関につなげる側面がある。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
18		妊婦健康診査	医療機関が問診、体重・血圧測定、尿検査、保健指導、その他血液検査、腹部超音波、子宮頸がん検診等を行う。また、都外で行った検査費用の還付を行う。	医療機関との連携を図り、抱えている問題を早期に対応するとともに、適切な支援機関につなげる側面がある。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
19		乳幼児健康診査(再掲:基本施策4 No. 22)	3～4か月児・6～7か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査を実施する。	子育て等の悩みや問題を早期に察知し、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
20		親子学級(再掲:基本施策4 No. 23)	まま・ばば学級、土曜まま・ばば学級、出張育児教室、多胎児教室、離乳食講習会を実施する。	同じ悩みを抱えた保護者同士が交流することで不安を軽減できる。保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
21		乳幼児家庭訪問指導	保健師・助産師が家庭を訪問して、発育・発達の状態を観察し、各家庭に応じた育児不安や悩みに対する相談・指導を行う。	訪問を通じて、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
22		にこにこ広場	生後1～2か月の乳児とその保護者を対象に、保護者同士が情報交換をしたり仲間づくりを行い、育児不安や孤立感の軽減を図る。	同じ悩みを抱えた保護者同士が交流することで不安を軽減できる。保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
23		健やか親子相談	妊娠中や産後の健康管理、育児の悩み、子どもや家族の健康について心理相談員等が相談に応じ養育者に適切な助言を行う。	子育て等に関する悩みの相談をうけ、保護者の悩みを軽減し、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課
24	ままばば面談	全ての妊婦を対象に面談を行い、出産や子育て中の過ごし方を一緒に考え、必要となるサービス等の紹介・助言を行う。	子育て等に関する悩みの相談をうけ、保護者の悩みを軽減し、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課	
25	産後ケア事業	出産後に家族等から十分な支援が受けられず、体調不良や育児不安がある産後4か月未満の母子に対して、病院・助産院の母子ショートステイや、家庭訪問による乳児ケア、授乳指導等を提供する。	家庭の状況や、母親の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を		保健サービス課	
26	DV対策の推進(再掲:基本施策4 No. 36、重点施策1 No. 11)		DV被害者からの相談に応じ、必要な支援を行う。	相談等をきっかけに、問題解決に向けた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐ。	⑤ ジェンダー平等を実現しよう	⑩ 平和と公正をすべての人に	生活支援課 国際平和・男女平等人権課 児童・家庭支援センター

重点施策4 子ども・若者への支援 (新設)

No.	事業名	事業概要	生きる支援(自殺対策)の視点(自殺対策に資する具体的な取組み)	特に関連があるSDGsの目標①	特に関連があるSDGsの目標②	担当課	
1	子どもの権利推進	子どもの権利に関する普及・啓発や相談窓口の設置・周知、子どもの意見を聴取する機会や仕組みについての効果的な手段・方法の検討を行う。	「子どもの権利に関するリーフレット(小学生向け・中学生以上向け)」を公表し、「生きる権利」等の人権啓発や相談窓口の周知を行っている。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	子ども総務課	
2	子ども発達支援	子ども発達センター(再掲:基本施策4 No. 3)	機能訓練や集団適応訓練等を通じて、心身の発達に課題のある幼児・児童の発達・成長を支援するとともに、保護者の負担軽減を図る。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	児童・家庭支援センター	
3		子どもの健康相談室(再掲:基本施策4 No. 4)	児童の発達障害等の早期発見を行い早期支援である療育事業への参加を促す。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	児童・家庭支援センター	
4	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関わる総合相談(再掲:基本施策5 No. 1、重点施策3 No. 10)	子どもと家庭に関するあらゆる相談に24時間365日対応する。	子どもと家庭に関する各種相談に応じ、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	児童・家庭支援センター
5		教育相談(再掲:基本施策5 No. 2)	幼児から高校生までの不登校やいじめ等に対する教育相談を実施する。	子どもと家庭に関する各種相談に応じ、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	④ 質の高い教育をみんなに		児童・家庭支援センター
6		スクールカウンセラーの派遣(再掲:基本施策5 No. 3)	スクールカウンセラーを区立幼稚園、保育園、こども園、小学校、児童館等に派遣し、児童・保護者及び教職員への支援等を行う。	子どもと家庭に関する各種相談に応じ、必要に応じた支援を行うとともに、適切な支援機関につなぐことができる。	④ 質の高い教育をみんなに		児童・家庭支援センター
7	生活指導対策	健全育成サポートチーム(再掲:基本施策5 No. 4)	いじめや虐待などの生活指導上の問題等の解決に向けて、学校・教育委員会・各関係機関等が連携して対応を行う。	④ 質の高い教育をみんなに	③ すべての人に健康と福祉を	指導課	
8	いじめ対策(再掲:基本施策5 No. 5)		いじめ・なやみ相談に24時間365日電話で対応する。いじめ相談用レター用封筒の配布やスクールソーシャルワーカーの派遣を行う。	④ 質の高い教育をみんなに	③ すべての人に健康と福祉を	指導課	
9	スクールライフ・サポーター(再掲:基本施策5 No. 7)		多様な外部人材による、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応等を行う。	④ 質の高い教育をみんなに	③ すべての人に健康と福祉を	指導課	
10	適応指導教室(はくちょう教室)(再掲:基本施策5 No. 8)		不登校及びその傾向にある児童・生徒に対して、各種相談を通して学校生活への復帰を促すとともに、社会的自立に向けた支援を行う。	④ 質の高い教育をみんなに	③ すべての人に健康と福祉を	指導課	
11	いじめ問題対策委員会(再掲:基本施策5 No. 9)		教育委員会の附属機関として、学校健全育成サポートチームからの報告を審査し、その結果を教育委員会に報告し、必要がある認めるときは自ら調査を実施する。	③ すべての人に健康と福祉を		子ども総務課	
12	児童センター・児童館事業(再掲:基本施策2 No. 9、重点施策3 No. 9)		0歳児から18歳までの幅広い年齢層の「地域の児童とその保護者」に、健全な遊び場・交流の場を提供する。	③ すべての人に健康と福祉を		児童・家庭支援センター	
13	児童センター・児童館事業運営	中高生タイム	中学生・高校生等に対し、児童館で活動の場を提供する。	③ すべての人に健康と福祉を		児童・家庭支援センター	
14		中高生障害児放課後居場所事業	特別支援学校に在籍する生徒を対象に、安心して過ごすことのできる放課後の居場所を提供する。	③ すべての人に健康と福祉を		児童・家庭支援センター	
15	放課後子どもプラン	放課後子ども教室	学校施設を活用し、専門指導員を配置して児童の安全管理、健全な遊びの提供及び宿題や自主学習の支援などを行う。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	児童・家庭支援センター	
16	子ども発達支援	障害児通所給付	児童発達支援、放課後等デイサービスなど児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを行う。	③ すべての人に健康と福祉を	④ 質の高い教育をみんなに	児童・家庭支援センター	